

## 論 説

### 明治期高知県市場規則の成立過程

田 村 安 興

#### 目 次

はじめに

#### 1. 産地市場規則の成立過程

(1)幕末期魚揚場制度から明治初期漁市場仮規則制定

(2)魚揚場取締規則の制定

#### 2. 消費地市場規則の成立過程

(1)明治初期消費地市場規則

(2)消費地市場規則の成立と改定

むすび

附資料

#### はじめに

本稿の課題は、地方における市場規則の成立過程、及び関連する商業資本がどの様に編制されたのかを明らかにする事である。

我が国府県市場規則の成立過程については、藤田貞一郎『近代生鮮食料品市場の史的研究』、中村勝『近代市場制度成立史論』の両論稿が先駆的業績である。両氏は前記論稿の中で、明治・大正期に制定された各府県の市場規則の成立過程が中央卸売市場法につながる内容をもっている事を明らかにした。特に注目すべき点は、1. 市場経営主体の変化、問屋集合形態から生産者組織（漁業組合、農会）さらに公設市場へ、2. 市場圏の設定と圏内市場数の規制規定、3. 手数料率、取引方法（セリ、競売）規定、4. 委託販売規定、5. 出荷拒否禁止規定に関するものなどである。

但し従来の研究では、特定の府県別市場規則発展過程を歴史的に明らかにす

る研究はなされていない。市場は、藩政時代以降、地域によって形態と特質を異にするものである。そして、明治以降、市場は伝統的な特質、地域の特徴を温存させたままで近代化され、整備されて来た。とりわけ高知県は、藩政時代より魚揚場制度なる産地市場政策があった。高知県では明治期に入り、消費地魚市場政策の制定に先んじて、完備した産地魚市場政策が制定された。消費地食品市場規則が制定される過程で、市場間、県内政治勢力の対立が激化した県でもある。また早い段階で中央卸売市場法の適用を受けた市場を建設すべく努力し、京都に次ぎ、我が国で二番目に中央卸売市場が開設された。

本稿では、この様な高知県を対象として、1. 産地魚市場規則成立の過程、2. 消費地市場規則成立の過程、の順で高知県市場規則成立過程を明らかにする。

## 1. 産地市場規則の成立過程

### (1) 幕末期魚揚場制度から明治初期漁市場仮規則制定

魚揚場制度とは旧藩時代における漁村産地市場政策である。但し流通政策とはいえ、税金徴収のみではなく、漁村支配体制でもあった。同様の制度は阿波、紀伊、讃岐、淡路など西日本の一部にあったと言われている。<sup>1)</sup>旧藩時代の魚揚場制度は明治以降の産地魚市場政策の基礎をなすものであった。本節では幕末期魚揚場制度から明治期産地市場政策への移行を明らかにする。

土佐では旧藩時代浦々の産地市場、魚揚場は分一と称する役人によって取締がなされていた。分一は当時の用人格や奉公人格の家柄に限られていた。土佐では農村の庄屋と同様、漁村の分一も交代制であり、八ヶ月交代で浦詰勤務が命じられていた。分一の職務は魚揚場に入荷した水産物に対して口銀（近世土佐の移出税）を徴収するとともに船舶に対して徴税を課す事であった。幕末に至り、安政四年（1857年）藩は口銀制度に代って御趣向漁村取扱法を制定した。<sup>2)</sup>これ以降分一は魚揚場を直接管理せず、漁物取扱人を選定し、この漁物取扱人が魚揚場を管理する事となった。（図1、2参照）これ以降、藩は産地

魚市場を間接統治化したと言えよう。この時期には各浦村に対する、類以の法令があったと思われるが、現存するものは、以下に紹介する安芸郡室津、浮津両浦のものしかない。それには魚揚場における取引原則、取引方法、貢租、手数料などが明記されている。以下特徴的な点を列挙しよう。

第一に、取引原則に関して次の様に定められている。

一、漁物取扱之儀ハ、御分一家に於テ取扱可致事

一、漁物売立之儀ハ、日々庄屋老並に問屋小使等立会之上、問屋作配を以て売捌、巨細に帳拂致し、時々御分一役證判を致候上

この中で漁物取扱は分一家が取扱う事を強調した。しかしこれは立て前を述べたにすぎず、すでに分一家が漁物取扱人に漁揚場の運営を委託していた。漁物取扱人は漁業者、商人の間に介在した魚揚場の実質上の管理（徴税）責任者、（名目は分一家）と言いうる地位にあった。そして日々の取引を記帳し、“時々”分一役の“證判”を受けるとされた。魚揚場以外の流通は、自家消費分も含めて禁止した厳しいものであった。しかし、これも法令上の立て前と見るべきである。

第二に取引方法に関して次の様に定められている。

一、漁物売立之儀ハ、漁船大様帰帆揃之上順番を以テ、口乞或ハ入札を以テ時々問屋立会売立致事

一、魚物沖合にて売買之儀決而不相成事

入船の順番に、“口乞”“入札”によって行なうことが明記されている。近世から土佐の産地魚市場では競売が一般的な取引方法であった。そして、船上における取引が禁止されている。この事は、貢租を免れると同時に消費地市場へ輸送を素早く行なうために、沖合、船上取引が広く行われていたと見るべきであろう。

第三に、手数料率について次の様に定められている

一、漁物売立代銀之内一割引落可申事。

右之内

三步	役場運上鉄	三厘	小夫給
三厘	御分一紙筆墨料	二厘	高作給

一步五厘 庄屋給

二歩二厘 問屋給

五厘 老給

一步 地下役給

引落率は売上高の一割である。その内、三歩二厘は商人の取分となり、残る六歩八厘は貢租にあたる“諸給”である。但し鯉のみ別扱いである。<sup>3)</sup>市場諸費用は商人が支出するため“諸給”の部分は純貢租である。商人への手数料率をはるかに上回る重税であった。“諸給”は村落支配機構に使われている。このように、漁村財政は魚揚場に依存する部分が少なくなかった。貢租の内、藩への運上金は、安政四年の文書では三歩とあるが、後一步五厘と半減された。それとともに、それまで行なわれていた藩からの魚揚場資金貸下制度も廃止された。

第四に、商人に対して厳しい規則が加えられている。

一、商人共より魚代納方之儀、百匁以下三日限り、百匁より四百九拾匁迄ハ五日限り、五百匁以上は十日限り相納可申事

一、商人共申合せ連判始末書を以て組合相立、万一組合之内魚代及延滞候もの有之時ハ、組合の者より全を拂かゝ可申、拂不相済時ハ、組合一同市場立差留候ものの漁物買継致候儀決而不相成、尚背ハ双方共屹度御沙汰ニ被仰付筈之事

魚代を滞納した商人（仕入量により三日から十日）は商人組合から排除されるとともに、連帯責任を組合が負わされた。組合が支出を拒めば、組合一同の市立入が差留となった。これと同様の規定は後に述べる消費地市場においてもみられる。既述した旧藩時代魚揚場制度と幕末解体期魚揚場制度の物流を図1、図2に示す。

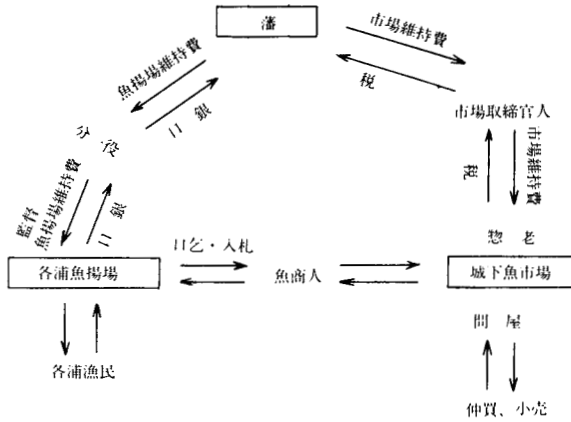
旧藩時代魚揚場制度は明治期に入り、どの様に変更されたのか。以下それを見ていきたい。明治期に入り最初の産地魚市場規則が制定されたのは、明治十一年（1878年）漁市場仮規則である。<sup>4)</sup>

同漁市場仮規則に明記されている事項を列挙しよう。

(1) 魚揚場への立入を希望し、鑑札を受けようとする者は戸長に届出を行なえば良しとされた。(第一条、第二条)<sup>5)</sup>

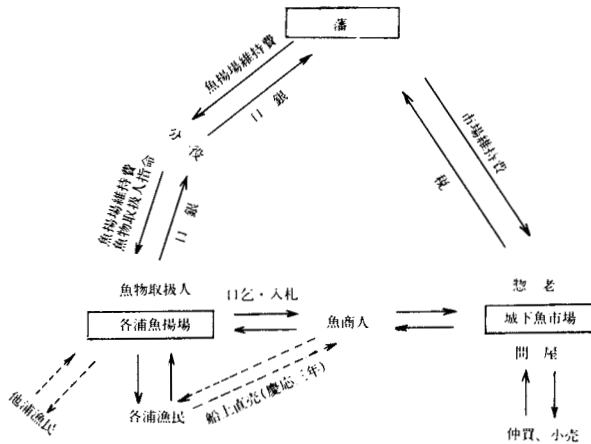
(2) 各浦村における魚揚場の数を規定した。(第三条)<sup>6)</sup>

図1 土佐藩魚場場制度（元禄～）



注) 元禄2年より城下魚市場に市場を代表する惣老を通して藩の支配が行なわれる。市場取締官人が市場に立入る様になるのは元禄2年より安政4年まで。

図2 幕末期土佐藩魚場場制度（安政四年～）



注) → 通常の流通

--> 例外的に認められる流通

魚物取扱人設置は安政4年，魚場場維持費は安政4年より4歩から2歩となる，船上直売は慶応3年より認められる。

- (3) 市場外流通の禁止。(第四条)<sup>7)</sup>
- (4) 漁物取扱人に関する規定。(第五条)(第六条)<sup>8)</sup>
- (5) 取引方法は口乞, 入札とすること。(第六条)<sup>8)</sup>
- (6) 市場利用者による複数市場利用の禁止, 但し例外規定がある。(第七条)(第十三条)<sup>9)</sup>
- (7) 売上高の報告義務及び課税率の明記。(第八条)(第九条)(第十条)<sup>10)</sup>
- (8) 売買支払期日の設定。(第十条)<sup>10)</sup>
- (9) 魚商人に対して抵当義務の設定と怠償の際における罰則規定。(第十二条)(第十四条)(第十五条)(第十六条)<sup>11)</sup>

漁市場仮規則各条項は, 前節で紹介した藩政時代の魚揚場規則と類似した条項が多い。藩政時代の規則にも見られる規定は, 上記の内(3), (5), (7), (8)である。明治十一年(1878年)漁市場仮規則は, 藩政時代からの魚揚場規則を実質上継承したと見る事ができる。

しかし, 藩政時代からの魚揚場制度と明治以降のそれが完全な連続性は持ち得ず, また旧慣が継続されたとも言えない。第一に, 藩政時代における浦村統治機構が解体され, 郡, 戸長がおかれた。そして魚揚場制度も, この戸長が末端の管理責任者となった。第二に, 租税徴収に関して, 口銀制度から県税徴収に変わった。但し浦村の統治機構の維持費という性格は引き続き有した。第三に, 藩末期, 実質的な市場実務責任者となった魚物取扱人の役割が条文の中で明記された。これらは商品流通を強く域内におしとどめようとした旧藩体制下の産地市場政策と比較すれば, たしかに, 商品流通自由化の一步前進であった。しかしそれは, 維新政権の富国強兵策=重税徴収を合理的に行なわしめる事を前提とするものであった。県税が売上高2パーセント(第九条)という数字は, 藩末の藩への上納率1.5パーセントよりも重税である。また同規則は藩政時代に比べてはるかによく完備し, より統制的規則である事は(注)に示すとうりである。

明治政権によるこの新魚揚場制度に対する, 漁民・商人の批判, 意見は, 戸長, 区長を通して県令に出された。その文書の一部は高知県立図書館田岡文庫「高知県内各地市場に関する資料」に保存されている。しかし内容は税金に対

するものは残されておらず、専ら旧慣行が変更された条項に関するものであった。

次の二通の文書が前記資料に残されている。以下それを紹介しよう。

漁物取扱之儀ニ付伺

本年御□甲第三十六号御布達第十二条中魚商人ノ漁市場ニ立ント欲スルモノハ、必ズ身元ノ確實ヲ表スル為メニ相当ノ抵当ヲ漁物取扱人ニ書入レ置キ、其漁価怠償スル事、抵当ノ価ニ昇ル時ハ凡テ漁市場ニ立ヲ得ス云々有之処、凡ソ魚商人ナルモノハ何レノ地タルヲ問ハス、多ク中等以下ノ営ムヘキ商業ニシテ、身元確實ノモノ甚稀ナリトス、(下線筆者)故ニ其抵当ノ如キモ亦多分ヲ要スルヲ得ス。而シテ漁物ノ事タルヤ予メ之レヲ等□スル能ハサルモノニシテ、タトヘハ十日間一金ヲ得サル有ルモ、多漁ノ時ニ際セハ一日幾百円ヲ得ル有ルヲ以テ、タトヒ、多分ノ抵当ヲ入置カシムルモ、時トシテ抵当ノ価ニ昇ラシメサルヲ得サル事、實際上ニ於テ之レナキヲ保チ難シ。然ルニ、今此規則ニヨリ、雖然抵当ノ価ニ昇ルヲ禁セントスルカ、漁業人等之レヲ他ニ販クノ道ナキヲ以テ、魚乍チ腐敗シ遂ニ幾許ノ金額ヲ失フ、亦計ル可ラス。又將タ抵当ノ価ニ昇ルヲ得セシメントスルカ即規則ノ有ルアリ、以テ之レニ背馳スルヲ得ス、是等ノ景状アルヲ以テ、取扱方困難相極候有ハ何取計ハサセ可然哉。至急御指揮ヒ仰付度此段奉伺候也

明治十一年七月六日

土佐国第二大区副区長七小区詰

須賀 和

高知県令 小池国武 殿

魚商市場立鑑札ノ義ニ付上申

明治十一年十二月元九日甲第三百五号ヲ以漁市場改正仮規則御頒布相成ニ付當時ノ戸長ヨリ慣例ヲ以取扱致度段相伺候処追テ何分ノ御指揮有之候迄慣例ノ通可取扱旨御指令相成ニ付魚商市場立鑑札即テ旧慣ニ依リ定限ノ外願望者有之トモ御渡不相成候処右ハ前号御布達ニモ抵触シ加之今日ニ於テ村民営業ノ所望ヲ相拒ミ候理由無之決ニ付今後慣例御解放相成度段建議可致ト村会ニ於テ議定候(下線筆者)ニ付何分ノ御指揮成下度此段上申候也

明治十四年七月十三日

安芸郡安芸村会議長

有光伊太郎

高知県会田辺輝実殿

同文書に出された意見は二点であった。第一点は、漁市場仮規則第一条に関するものである。第一条は、魚市場に立つ事ができる者は戸長に対して申請書を提出し、鑑札を受けた者に限られることが明記されている。但し、許可される員数に関しては何も記載されておらず、前述の通り県からは慣例の通りにせよと指令が下るのみであった。しかし慣例では、各浦村ごとに数が制限、(概ね鑑札120枚)されており、この制限を超える数の漁業者、漁商人は魚市場に立つ事が許されなかった。ところが明治初年、新たに魚商人志望者が増加した。これは各浦村、農村の階層分解——プロレタリア化を反映したものであった。かくして各浦村村議会は至急対応を迫られ、意見書、上申書を県に対して提出した。その内、安芸村議会が提出したものが前記上申書である。同村上申書では県に対して慣例の徹廃(員数制限の廃止)を求めた。上申書は同時に建議書ともなりうる重要な意味をもった。

安芸村議会からの上申書に対し、県は四ヶ月後以下の様な表書の指令書、漁市場仮規則改正書を提出した。「魚揚場<sup>アア</sup>仮規則中改正布達案并ニ安芸郡安芸村議長有光伊太郎ヨリノ伺ニ対スル御指令」

県は上記改正案によって、魚商人の数は各浦村の実情に合わせて処理すべく、員数の事実上の決定者を漁物取扱人とした。即ち、魚物取扱人連名印の申請書を出せば許可され、又第12条但書きに魚商人の員数制限を旧慣通り通なう事も可能とされた。<sup>12)</sup>

第二の論点となったのは第十二条であった。第十二条は、「魚商人ノ漁市場ニ立ント欲スルモノハ身元の確實ヲ表スルカ為メニ相当ノ抵当(動産又ハ不動産)ヲ漁物取扱人ニ書入レ置其漁価怠償スル事抵当ノ価ニ昇ル時ハ凡テ漁市場ニ立ヲ得ス……」同条項に対して、安芸郡長浜田更始、第二大区副区長須賀和、両氏による同様の内容の伺書が現存している。同文書には、漁商人は資産を有



さず、身元不確かな貧困者が多く、抵当を出すのは困難であることを訴えている。たとえわずかな抵当を出したとしても、豊漁不漁の波が大きい漁業の場合、“怠償が抵当に昇ル”場合が多いとしている。

藩政時代魚揚場規則には、魚商人が怠納した際に市場に立入を禁ずる規定、魚商組合に対する連帯責任制の規定があった事は既述した通りである。しかし、魚商人に対して抵当を求めるのみならず、怠納額が抵当を越した場合における罰則規定は、藩政時代にも見られぬ厳しい規定である。この事は、明治初年、新政府の流通政策は、生産者に対するそれと同様に、旧藩時代を上まわる統制を行なったことを意味するものである。同文書には、当時魚商人は無産者、貧困者が多く、大半は身元不確実な者である事を訴えている。明治十年代デフレ期に豊漁村の没落者が魚商人等へ流入した。その結果、旧慣を超える数となるとともに、支払不能者も続出した。明治初年、産地魚市場条項に関する論議はかかる結果である。

## (2) 魚揚場取締規則の制定

表1に高知県市場規則成立年表を示す。明治十一年(1878年)に制定された魚市場仮規則は“仮規則”という名称を附与されたものの、その後の魚揚場規則の基礎となる法令であった。同仮規則は、明治十八年(1885年)魚揚場取締規則に改定され、これ以降、大正期に至るまで同規則は三度改定されている。明治十八年魚揚場取締規則(全二十四条)と前記魚市場仮規則を比較する。

魚市場仮規則に対して異論のあった二点に関して、続いて制定された魚市場取締規則では変化が加えられなかった。すなわち、魚市場への入場定員を定めた藩政時代からの旧慣に対する取扱いに関して、魚市場立鑑札御下渡願に魚商、魚業人名、印とともに魚物取扱人の名、印を書かせるべしとされた前記改正案は、魚市場取締規則中には取り入れられていない。また郡、区長などから反対の意見書の上っていた、魚商人に対して抵当を求める規定に対しても、何ら変更される事なく、魚市場取締規則中に入れられている。以下逐次条項を検討しよう。

表 1 明治・大正期高知県市場規則年表

明治 大正年		水産物・青果物市場規則	
		産地魚市場規則	消費地市場規則
明治			
10年	漁市場仮規則(11)	山田魚市場規則(8) 本町青物市規則(8) 本山村市場規程(9) 九反田魚市場社則(10) 中村町魚市規則(10) 宿毛町魚市規則(10)	} 県内町村 市場規則
		竹本魚鳥青物接骨糊市場仮規則(11)	
20年	魚揚場取締規則(18) 魚市場并魚揚場構造及掃除規則(19)	(同左) 竹本魚鳥青物接骨糊市場仮規則改正(1) 市場取締規則(21)	
	魚揚場取締規則改正(24)	市場取締規則改正(24)	
30年	魚揚場取締規則改正(28)	食品市場取締規則(30)	
40年		食品市場取締規則改正(41)	
大正1	魚揚場取締規則改正(45)	食品市場取締規則改正(1)	
	魚揚場取締規則改正(5)		
10年		食品市場取締規則改正(10) 〔中央卸売市場法〕(12) 食品市場規則(14)	
昭和	共同販売所魚商人規定(昭和8年)		

畜産物市場規則		生産者に対する 全国的規則、法令
屠場法、家畜市場法	畜産物流通規則	
屠場取締規則(6)	牛肉馬肉売買ノ儀(6)	
屠牛営業取締規則(10) 屠牛取締規則(10) 屠牛取締規則改正(11)	牛肉商心得(10) 牛肉商心得改正(11)	[茶業組合準則](17) [同業組合準則](17)
屠牛取締規則改正(18)	牛肉販売取締規則(18)	[漁業組合準則](19) [茶業組合規則](20)
屠場並屠獸取締規則(24)	牛肉販売取締規則改正(24) 牛乳搾取営業並牛乳販売取締規則(24)	[水産業取締規則](29) 高知県水産組合規約(29) [重要輸出品同業組合法](30) [重要物産同業組合法](33)
屠畜取締規則(33)	牛乳搾取営業並牛乳販売取締規則改正(32)	[漁業法](33) [産牛馬組合法](33) [産業組合法](33) [漁業取締規則](36)
[屠場法](39)		
[家畜市場法](42) 家畜市場法施行細則(44)	獸肉販売取締規則(41) 牛馬商取締規則(41)	[漁業組合規則](43) 漁業組合取扱規則(44)
家畜市場法施行細則改正(2)	牛乳営業取締細則(2) 牛馬商取締規則改正(2)	[畜産組合規則](4) [水産組合規則](5)
家畜市場法施行細則改正(9) 同上(15)		漁業組合取扱規則改正(15)

注( )内は制定、明治・大正年次、〔 〕は農商務省令、達などによる全国的法令

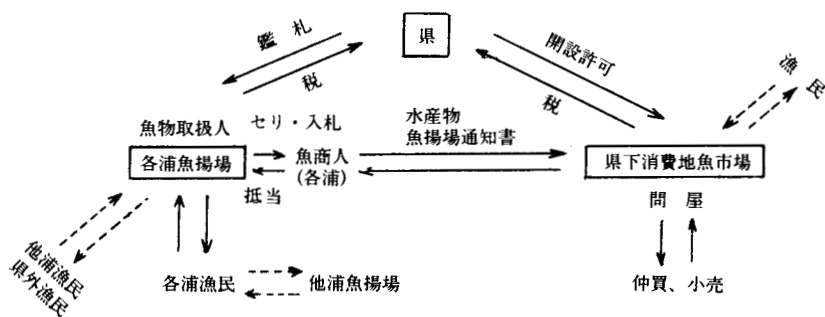
第十条に「魚商人及漁業人ハ甲号雛形ニ倣ヒ所轄戸長ニ願出魚場場立鑑札ヲ受クベシ。若シ二箇所以上ノ魚場場ニ立ノ慣例アル向キハ各別ニ鑑札ヲ受クベシ。但、戸長ノ管轄ヲ異ニスル向キハ、鑑札願ニ住地戸長ノ検印ヲ受ケ、魚市場所轄ノ戸長ニ於テ鑑札ヲ受クベシ。」とあり、甲号雛形とは、明治十四年十一月の改正布達案ではなく、明治十一年魚市場仮規則の雛形と同一のものである。しかし同条項では、魚市場への入場定数の規制は解かれている。明治十一年魚市場仮規則第七条には「……但甲ノ市場ニ立ツ鑑札ヲ所持スルモノコノ市場ニ立ツ事ヲ許サス」また第四条「漁業人、魚商人ハ必ス該漁市場ニ就テ漁物ヲ売買スベシ。其他ニ在テ売買スルヲ許サスト雖モ、漁業人等 風波止ミ得サルノ事故アリ、帰村スル能ハスシテ他浦村ニ漁物ヲ揚陸スルトキハ其地漁市場ニ就テ売却スヘシ……」とある事と比較すると、魚揚場取締規則第十条には大巾な自由化がされている。明治十一年魚市場仮規則には、まだ旧藩時代からそのまま継承された規定が残っていた。その規定とは、魚揚場利用者を当該魚揚場にもみ固定させ、流通と市場利用者の差益利得を抑制することによって、徴税機構としての魚揚場の機能を最大限に発揮させようとした。しかし魚揚場取締規則では、地元魚揚場にもみ市場利用者を緊縛することが徹廃されたために、敢えて魚揚場立鑑札御下渡願を提出させ、厳密に市場入場者の枠を決める必要はなかった。そして魚商人に対する規定（抵当条項）が厳密なため、魚商人が前記安芸村の様な増加を見る村は少なかったであろう。但し、この時期の魚商人の動態は不明であり、その調査は今後の課題である。

魚揚場利用者による複数市場利用規定の徹廃など魚揚場取締規則には魚商人を担い手とする広域的流通を容認する規定が入れられているが、産地市場に対する徴税機関としての魚揚場制度の機能はいささかも変更されるものでなかった。第五条には「……但他府県ニ於テ売却セシモノハ仕切状ヲ受取り、住地漁物取扱人ニ差出シ、税金ヲ委托シ置クヘシ……」とある。また各村より批判の強かった魚商人に対して抵当を求める規定は、第十九条に「魚商人ハ身元保証トシテ動産若クハ不動産ヲ漁物取扱人ニ置入レ置キ、其買得タル魚価抵当額ヨリ超過スル時ハ魚揚場ニ立ツ事ヲ得ス」としてそのまま残されている。さらに魚市場仮規則にあっては、諸々の条項の違反者への規定が第十六条「此規則

違反スルモノハ其情状ニ依リ鑑札取り揚ケ又ハ相当ノ所分ヲ為スヘシ」という曖昧な規定であったものが、魚揚場取締規則では第廿四条に「第一条、第五条第一項、第七条、第十条、第十四条、第十六条、第十七条ニ違背シタルモノハ五銭以上一円九拾五銭以下ノ科料ニ処シ、脱税ニ拘ルモノハ之ヲ追徴シ尚漁物取扱人ハ改選ヲ命スル事アルヘシ」という厳密な罰則規定が入れられた。

明治二十八年三月十二日、高知県令第二十四号によって魚揚場取締規則は、その文面が大巾に改正された。但し、改正は文書表現上のものである場合が多く、内容上に関しては、規定を詳細にしたものであり、骨格は前記魚揚場取締規則と大きく異なるところが無かった。（この時期までの市場規則中にみられる水産物流通を図3に示す。）

図3 明治期高知県市場規則にみる水産物流通



注) → 通常の流通  
 --- 例外的に認められる流通

明治四十五年一月、高知県令第五号によって魚揚場取締規則は三回目の改正がなされた。改正点は四項目と少ない。しかし第一条の改正は重要な改正であった。第一条では「海面漁業人ハ其ノ区域同業者ノ協議漁業組合ハ組合ノ決議ニ依リ魚揚場ヲ設置スヘシ……漁業組合ノ設置スル魚揚場ニ関シ必要ナル事項ハ組合規約ヲ以テ規定スヘシ……」とされた。明治二十八年（1895年）魚揚場取

締規則では「第一条 海面漁業人ハ其区域同業者協議ノ上魚揚場ヲ設置スベシ。」又、明治十八年（1885年）魚揚場取締規則では「第一条 魚揚場ヲ設置セントスル者ハ全村海面漁業者協議ノ上一ヶ所若クハ数ヶ所ヲ撰定シ戸長ノ奥印ヲ受ケ所轄郡長ニ願出許可ヲ受クベシ」であった。そして、明治十一年（1878年）では、「第一条 凡ソ海面ニ於テ漁業ヲナシ又ハ魚商ニシテ漁市場ニ立ント欲スルモノハ左ノ甲ノ難形ニ……」とある。年を遡るに従がい魚揚場の開設主体は曖昧となっている。すなわち明治四十五年（1912年）までは各浦内の漁民一般（漁業権を有するか否かに拘りなく）であった。また漁市場仮規則では、魚揚場開設者の規定すらなかった。明治四十五年の改正は、それを明確にした。同年の改正は附則で「魚揚場即設地ノ漁業組合ハ本則ニ依リ明治四十七年一月迄ニ魚揚場ヲ設置スヘシ。但シ本文期限内ニ設置スルヲ得サル事情アルトキハ設置期日ヲ具シ郡長ノ認可ヲ請フ可シ。」とした。また、第一条の項で「本則中漁業人協議ヲ要スル事項ハ同業者三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルヲ以テ成立ス。漁業組合ニ在リテハ組合会ノ決議ニ依ルヘシ。」これはこの時期の産業組織者政策と共通する特徴をもつ。

この様な魚揚場規則改正の背景には、明治四十三年（1910年）漁業組合規則の制定を挙げることができる。明治十九年（1886年）漁業組合準則は制定されていたが、漁民組織に対する包括的な政策は、産業組合法、重要物産同業組合法など関連法令より十年遅れて成立した。この時期、魚揚場制度も、全国的な漁民組織政策の対象として、ようやく全国的法体系の下に包摂されていった。同魚揚場はその後共同販売所とされ、昭和八年（1933年）には共同販売所魚商人規定が制定されている。

## 2. 消費地市場規則の成立過程

### （1） 明治初年消費地市場規則

前記「高知県内各市場に関する資料」中に「諸市場ノ慣行」なる一文がある。これには明治初期における取引上の慣行が記載されている。要約すると、①取

引方法、口乞、競売、②手数料5～7パーセント、③商人は抵当を入れ、財産のない者は保証人を立てる。④商人は組合をつくり、互いに三日以内に支払わねば代償義務を有する。これら消費地市場における慣行は、産地市場規則と類似した内容を持っている。

また、前記同資料には「雑喉場魚市場履歴之事」なる一文がある。これには明治初年県内消費地市場規則制定前における、県下最大の魚市場雑喉場市場に対してとられた政策の過程が記されている。同資料の内容を表2に表示する。

表2 雑喉場魚市場明治初年経営状況 (高知県立図書館田岡文庫「魚市場履歴之事」より作成)

問屋の呼称	明治2年 問屋	明治2年 売作配人 (2年7月)	商社 (2年12月)	4年 売作配人 (4年1月)	商社 (4年10月)	7年 問屋 (7年9月)		
対売上高 税		(2年7月) 0%	(2年12月) 3.5%	(4年1月) 0%	(4年10月) 4.0%	(7年8月) 2%	(8年4月) 0.5%	(9年1月) 1%
経営形態		官 営	準官営	官 営	準官営	民 営		

明治維新以降、明治二年七月問屋が廃止され売作配人と名称が変えられた。以後市場問屋に対し、商社、売作配人、商社、問屋と名称が変更された。問屋の呼称変更に意味があるのではなく、市場の官営化、準官営化が行なわれた事が重要である。明治二年七月から十二月、明治四年一月から十月までの二つの期間、市場は官営化された。売作配人に対しては官物の支給があり、税金は課せられなかった。税率は明治二年十二月の三.五パーセント、明治四年十月から同七年八月までの四パーセントを最高に、以後軽減され、同七年八月二パーセント、同八年四月〇.五パーセント、同九年一月には一パーセントとなる。

明治七年以降、維新直後に重税をきわめた税率もいく分軽減されるとともに、魚市場も官吏の常駐がなくなり、完全に民営化された。県当局は民営化するにあたり、市場規則の提出を求めた。その際の市場規則が、前記田岡文庫に所蔵されている。

同文庫所収の明治初年県内市場規則は以下の通りである。雑喉場市場規則、九反田魚市場社則、中村町魚市規則、山田魚市場規則、宿毛町魚市規則、本山村市場規則、高知本町青物市場規則、である。上記の中で本山村市場規則、高

知本町青物市場規則を除く他市場はいずれも魚市場規則である。高知県最大の市場である雑喉場魚市場、九反田魚市場の市場規則は、手数料、税金等を記載しただけの簡略なものである。その他の市場規則には取引方法までを記述している。以上の中で宿毛町市規則及び中村町魚市規則を資料1に示す。同市場規則には、①市場開設時間、②魚商人組合に関する規定と違反者への制裁規定、③手数料規定、④取引方法規定がある。また市場手数料の一部を小学校経費の一部に充てる事を明記している点は、この時期の町村市場規則の一つの特徴である。県内市場規則はいずれも簡潔で短いものであるが、それに続く全県的市場規則の制定につながるものとして重要である。

県内町村市場規制が県に対して提出された頃、県下最初の全県レベルの消費地市場規則が制定された。明治十一年（1878年）に制定された竹木魚鳥接骨糊市場仮規則（資料2）がそれである。同規則はあらゆる市場を対象とした「仮規則」ではあったが、同年に制定された産地市場規則である漁市場仮規則に対応する消費地市場規則であった。

同規則の主要な条項を以下列挙すると、第一に、第二条において、開設市場地区が明記されている。しかも規則中にある市場設置箇所に限り設置を許可する、としている。「第二条、竹類、魚鳥類、及び青物類、接骨糊等各市場ノ儀、左ニ記列シタル箇所ニ限り開設スルヲ許シ、他ノ地ニ於テ開場スルヲ許サス。（下線、筆者）一、魚市 雑喉場 九反田ノニケ所其他各村輻湊ノ地ニ於テハ各一ケ所開設ノ儀ハ、実地ノ景況ニ從ヒ適宜許可スヘシ。但此市場ハ諸村ヨリ漕送スル魚魚貝、塩干魚、川魚等ヲ売販スルモノトス。一、青物市、種崎町弘小路 本町升形ノニケ所 但此市場ハ各村ヨリ出タス、青物菓類ヲ売販スルモノトシ、鳥獸等モ之ニ属ス。一、接骨糊市 山田町一ケ所」同規則制定以降、高知県市場規則には市場数が明示される事が多く、後述する紛議もこの事をめぐって争われた。

この他同規則には、市場入場商人怠償の際の罰則規定（第十条、第十一条、第十六条、第十七条）鑑札取得規定（第三条、第五条、第七条、第八条、第九条）がある。その中で注目すべきは第十一条である。第十一条、「此市場ニ相立買取セント欲スルモノハ、必ス身元確實ヲ表スルカ為メニ相当ノ抵当（動産



又ハ不動産）ヲ市場組合ニ書入レ、証書相渡置キ其代価怠償スル事抵当ノ価ニ昇ル時ハ凡テ市場ニ立ヲ得ス。若シ資産ナキモノハ、同業組合ヲ立テ、一同保証スルカ、或ハ別ニ保証人ヲ立ルカ該市場ト協議シ弁償ヲ怠ラサル様……」同条項は産地魚揚場規則と同様に、買出人に対する厳しい規定がみられる。また第十三条には県税の規定（1パーセント）がある。

第十七条は衛生規定と言うべきものである。「市場ノ開閉ハ毎日時限ヲ定メ閉場ノ後ハ清潔ニ掃除シ一切ノ臭汚ヲ防ク事ヲ要スヘシ。」消費地魚市場衛生問題は、『土陽新聞』誌上でもさかんに議論されている。明治二十一年（1888年）四月十二日、景朝生なるペンネームで「雑喉場其儘に付し置くべきや」と題する寄書がある。同寄書において、景朝生なる人物は、雑喉場近辺が近年小学校が建つなど人家が稠密となり、腐敗臭、鯨解体等による污水問題が深刻となっている事を訴えている。又魚市場の構造が、地表は土であり汚物を清掃するには不適切であるとしている。

これより先、県は、明治十九年（1886年）六月九日布達甲四十五号を以て、魚市場并魚揚場構造及掃除規則を定めている。全六条からなり、第一条には魚市場の地盤は三和土又は敷石と定められた。県下の魚市場は、同規則が制定されて以降、三和土に改められ、いくらか地中、市場外への浸潤を防いだが完全なる衛生的な構造からはほど遠かった。又同規則では、毎日速ニ活物を洗浄スベシ（第三条）、市場内ニハ魚肥等を貯蔵スヘカラス（第五条）という規定も設けられた。市場衛生問題は藩政時代にも問題化した。それは明治とは異なり主権者である藩主（土佐藩）が不衛生な市場近くを通行するという問題にすぎなかったが<sup>13)</sup>市場衛生問題は、大正期において後進資本主義国の都市問題として現出するはるか以前から表面化していた。

## (2) 消費地市場規則の成立と改定

産地市場規則である漁市場仮規則が、消費地市場規則である竹木魚鳥青物接骨糊市場仮規則に対応する性格をもつ規則とすれば、魚揚場取締規則に対応するものは市場取締規則である。

表3 高知県市場規則条項一覧

市場規則	規則条項	市場別	制定年 (明治)	条項 の数の	開設者 優先規定	市場、市 場数の規定	市場外流通 禁止規定	買出 制限規定	鑑札 規定	競売規定	委託販売 規定	予め手数を 公定すべき規定
町 村 市 場 規 則	羅喉場魚市場規則	魚市場	10									○
	九反田魚市場社則	同	10									○
	中村町魚市規則	同	10	6				○		口乞 入札		○
	宿毛町魚市規則	同	10	9				○		口乞 入札		○
	山田魚市場規則	同	8	7				○				○
	本山村市場規則	諸産物市場	8	5								○
	本町青物市場規則	青果市場	8	5				○		口乞 入札		○
	竹木島青物市場規則	諸産物市場	11	19		郡・ 地区		○		抵当 条項		
	市場取締規則	諸産物市場	21	8		郡・ 地区			○			○
	食品市場取締規則	水産、青果、食肉	30	12							○	○
県 消 費 市 場 規 則	食品市場取締規則	同上	41	24		○一里						○
	食品市場規則	同上	大正 14	36		○4キロ		○			○	○
	漁市場仮規則	魚市場	11	16	漁 取 扱 人	物 ○	○	○	○	○	口乞 入札	
	魚揚場取締規則	同	18	24	同	○	○	○	○	○	同	
県 産 地 市 場 規 則	魚揚場取締規則改正	同	28	31	同	○	○	○	○	○	同	
	同	同	45	31	漁業組合	○	○	○	○	○	同	
	共同販売所魚商人規定	同	昭和 8	11	同							



明治二十一年に制定された市場取締規則（資料3）は、明治二十四年に小改正されている。小改正は、市町村制施行にともない、戸長への出願手続が、市町村長への出願へと変わったのみである。市場取締規則の特徴を列挙しよう。

第一に、食品に限定せず、竹木も含めた市場規則である。第二に、魚市場に関する特別な条項が、全八条中、第三条、第六条、第七条と三条項含まれている。

第三条は、明治十一年竹木魚鳥青物接骨糊市場仮規則第二条と同様、市場設置地区及び市場数を指定した条項である。但し、明治十一年同規則が各種市場別に記載されていたが、市場取締規則では魚市場に限定され、しかも県下ほとんどの郡における魚市場に関して記載されている。「第三条、魚市場ハ左ニ列記する町村ニ於テ各一ヶ所ニ限ルベシ（下線筆者）。土佐郡 雑喉場 九反田、幡多郡 中村町 宿毛村、高岡郡 佐川村 高岡村 越知村、吾川郡 伊野村 森山村、長岡郡 後免町 本山村、香美郡 野市村 山田野地村、」

第六条、第七条は産地魚市場との関係を定めたものである。すなわち、魚揚場の通知書なき魚物は「販売スルヲ得ス」とした。通知書とは魚揚場規則第十八条により、税金、引落金支払を証明するものである。もし通知書のない場合、消費地市場において、産地市場で支払うべき税金等を預かった上で販売を許可した。また県外の出荷者に対しても、任意の魚揚場を指定させ、同様の手続を行なわせるという徹底したものであった。第六条、第七条は以下の如くである。「第六条魚市場ニ於テハ魚揚場ノ通知書に漁物ヲ照査シ販売スヘシ。其通知書ナキモノハ販売スルヲ得ス、但、入海、河川、池沼魚物ハ此限りニ非ス。」「第七条 通知書ナキ漁物ニシテ、時機不得止トキハ販売スルヲ得ルト雖モ、其場合ニ在テハ特ニ左ノ手続ヲ履行スヘシ。一、通知書ナキ漁物ヲ販売スルトキハ、税金并魚揚場取締規則第十八条ノ通知書ニ基キ、売主住地ニ定メタル引落金ノ全額ヲ預リ置キ、每一ヶ月分ヲ取纏メ、金額、姓名、魚名、員数等ヲ詳記シ、引渡ヲナスヘキ旨其漁物取扱人ニ通告スヘシ。一、他府県出稼者ノ漁物ハ、魚市場近傍ニテ本人望ノ魚揚場ヲ指定セシメ、前項ノ手続ヲナスベシ。」

前記、明治十一年規則にはない新たな条項が入れられた反面、削除された項目もある。それは、魚商人に対する抵当設定条項である。抵当設定条項は、前

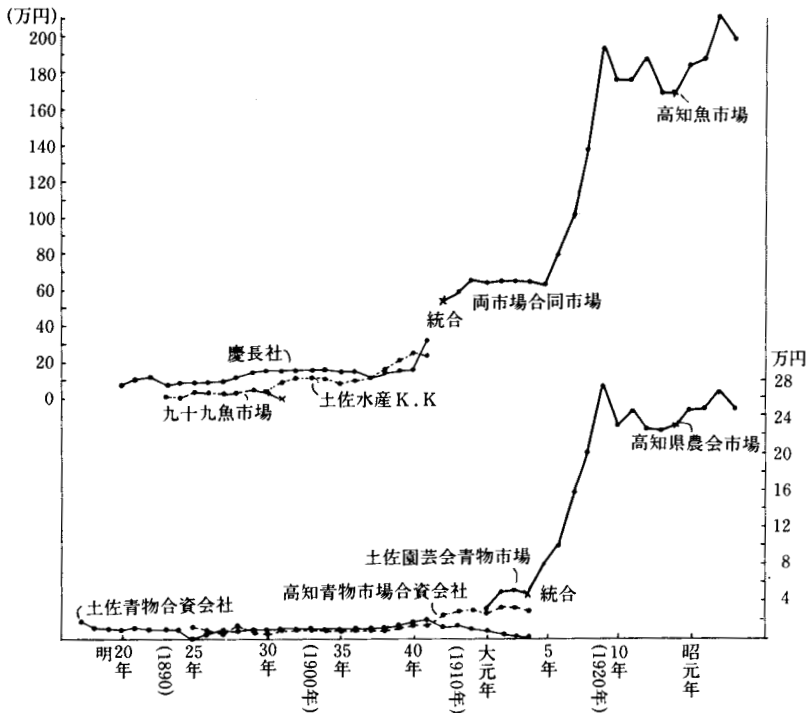
記明治十一年規則，及び魚揚場規則には入れられていたが，明治二十一年市場取締規則以降の消費地市場規則では削除されている。抵当設定のみでなく，同市場取締規則には商人怠償の際の罰則条項も削除されており，その事は，同市場取締規則以降の消費地市場規則にも引きつがれている。

明治三十年（1897年）食品市場取締規則（資料4）が制定され，市場取締規則は廃止された。同規則は高知県で最初の生鮮食料品のみを対象とする市場規則である。また県消費地市場規則としては初めて取引方法条項がある。「第一条 本則ニ於テ食品市場ト称スルハ場所ヲ定メ，当業者集合シテ競売ノ方法ニ因リ魚，鳥獸，又ハ蔬菜，果物類ノ取引ヲナス所ヲ謂フ。」また同規則第二条では食品市場を定市場（常ニ一定ノ場所ニ於テ日々若クハ定期開設スルモノ）と臨時市場（臨時ニ場所及ビ時期ヲ定メテ開設スルモノ）とに区別している。第三条の市場開設規定にも変更がみられる。鑑札下渡規定が改められ，市場規定書（取引方法，手数料，規約等）等六項目を記入した市場開設出願書を県に提出し許可を受ける事とされた。しかし，同市場取締規則では，それ以前の二規則には明記された市場設置箇所，郡内市場数が削除されている。この他，魚揚場との関係条項，すなわち，魚揚場通知書に関する条項は，先だつ市場取締規則と同様の規定が引き継がれている。

明治四十一年（1908年）十二月二十六日，高知県令第四十一号にて，食品市場取締規則（資料5）が改定された。骨子は明治三十年規則に基づくものである。同年に市場取締規則が改定された最も大きな要因は同市場取締規則第十一条を挿入する事であった。第十一条は次の如くである。「第十一条 生魚市場ハ同種ノ市場トノ距離一里以上ニアラサレバ開設ヲ許サス。但シ特別ノ理由アルモノハ此ノ限りニ在ラス。」従来生魚市場が一里以内に複数存在している箇所は県内では高知市の他には無い。従って何条項は高知市内市場を対象とするものであった。高知市内市場は，明治初年以降隣接した九反田，雑喉場の二地区に立地してきた。一里以内とは高知市旧市街の大半を占めるのみならず，交通上，商業慣行上，市場立地適地は限定されざるを得ない。行政区画を云々せず，敢えて距離で範囲を定めたものの，同条項が事実上の一地区一市場制規定といわれるゆえんである。

同市場取締規則第十一条が入れられた背景には、高知市内市場を統合させようとする意図が県当局にあったからである。高知市内魚市場には藩政時代からの官許の魚市場である雑喉場魚市場慶長社があった。同社は明治二十七年株式会社慶長社となった。この間、雑喉場の隣接地である九反田において、九反田魚市場旭商会、九十九魚市場が次々と開設されたが、両者は慶長社との競争に敗れ、それぞれ明治二十二年、明治三十一年に廃業した。両社は、取扱高で慶長社を上まわる事は一度もなく終ったが、明治二十九年に設立された土佐水産株式会社は違っていた。土佐水産株式会社には生産者から出資された資本も入っており、明治三十八年以後取扱高は慶長社を上回る様になる。両社の競争は激化し、経営も悪化した。(図4に取扱高推移を示す) 両社は経営危機を背景に

図4 高知市魚市場・青果物市場取扱高推移



注) 県統計書、高知商業統計より作成

して合併することとなる。その際県当局が両社を合併させるために市場規則を改正するが、以下の様な対立と妥協が県市場規則に反映したものであった。

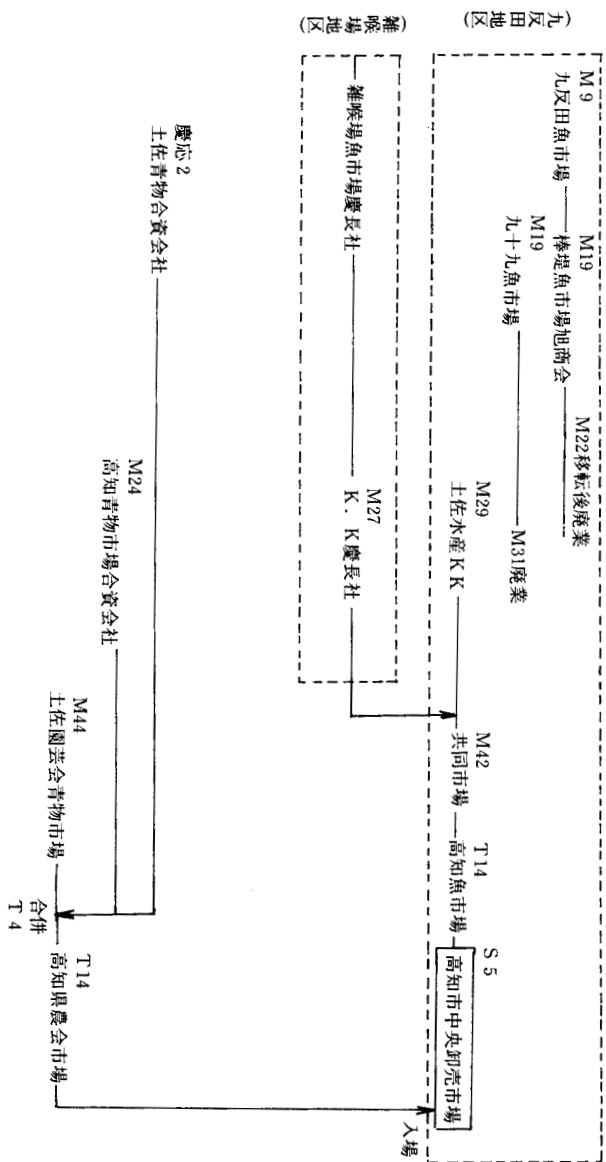
上記の様に明治二十一年市場取締規則第三条には、土佐郡魚市場は雑喉場、九反田各一ヶ所ニ限ルヘシとあり、市場設置箇所、数が明記されていたものの、明治三十一年県市場取締規則には明記されなかった。これは県議会における土佐水産派と慶長社派の対立を反映したものである。明治二十八年、慶長社による魚市場独占化に反対する郡部の生産者、商業資本によって、土佐水産株式会社を九反田に設置すべく、郡部選出の議員の手で新市場設立案が議会に提出された。これに対し、慶長社を支持した高知市選出を中心とする議員との間で、同年の県議会は紛糾した。<sup>14)</sup>経過は多数を占める郡部派の勝利するところとなり、新市場設立が許可された。この問題がこじれたため、その原因となった明治二十一年市場取締規則第三条は明治三十一年市場規則では削除された。

市場問題を発端として、県下自由党の内部対立が決定的となった。郡部派、中央派としての両派の対立は、地域間にとどまらず表4に示す様に、新聞業界、銀行業界、産業界を含めて、全県を二分するものとなった。産業界の対立は19

表4 明治中期高知県自由党系派閥

派 閥 名	中 央 派(肝胆会)	郡 部 派(有隣会)
影 響 下 郡、市	高知市、土佐郡	高岡郡、香美郡、幡多郡
依 拠 する 階 層	都市青年実業家	農村実業家、地主
擁立した 帝国議会議員	片岡 健吉	林 有造
県内組織指導者	藤崎 朋之	中沢楠弥太
新 聞 社	高知新聞社	土陽新聞
銀 行	土佐銀行 高知貯蓄銀行(三菱系)	高知銀行、土佐貯金銀行 土佐農工銀行(安田系)
電 力 事 業 論	市 営	県 営
市 場	慶 長 社	土佐水産

図5 高知市市場の系譜





10年代以降、地元資本の経営危機を背景にして、和解、合併の方向をとるが、市場間の対立も、明治四十一年市場取締規則によって終止符が打たれた。同規則第十一条は、両市場の和解のみならず合併を目指すものであった。その仲介役を果たした人物は時の県議会議長（檜垣正義）であった。しかし、両社が合併の方向を志向した真の要因は、上記の様な両社の激しい集荷競争による商業利潤の減少、経営危機であったと言ふべきである。両市場は明治四十二年、雑喉場魚市場慶長社・土佐水産株式会社共同市場として、九反田において合併市場を開設することとなった。さらに同市場は大正期に入り、県水産会、市が開設者となった。かくして高知市においては中央卸売市場法をいつでも受け入れる事が可能な体制が準備されたのである。

## む す び

本稿では、明治期高知県市場規則に関して次の点を明らかにした。

第一に、県市場規則の基礎には、藩政期市場規則、町村市場規則があり、それらと旧来の市場慣行が受け継がれて制定されたものが明治初年県市場規則であった。しかし同時に県市場規則は明治初年、天皇制国家体制の構築、富国強兵、殖産興業策のための徴税機構に、漁民、商人を組み込む役割を果たした。事実、藩政期を上まわる重税と統制が産地市場、消費地市場に課せられた。

第二に、高知県産地魚市場規則、及び消費地市場規則は相互に関連性を持ちつつ制定された。すなわち、県が県内産地市場及び消費地市場の物流を掌握するとともに市場外流通を禁じた。このことも上記、重税機構に漁民、市場を組み込むことを意図するものであった。しかし、広域流通の進展、船舶有動力化による漁業生産の沖合化、漁業者の組織化等によって、県内市場のみを対象とした流通政策は破綻せざるを得なかった。

第三に、明治後期消費地市場規則には、商業資本の対立と妥協を反映したものであった一地区一市場一営業者原則が市場規則中に明記された。これは後の中央卸売市場法につながるものとして重要な意味をもっている。

大正期に入り、それまでの市場開設者としての商業資本はさらに表面から後

退し、生産者組織、公的機関が開設者となる。高知市にあっては、一地区一市場制一営業者原則、公設制の論争は中央卸売市場法制定前に結着し、いつでも同法の適用を受ける用意ができていた。大正期以降の分析は別稿に譲りたい。

(注)

- 1) 二野瓶徳夫『明治漁業開拓史』平凡社 昭和五十六年 256～259頁に一部紹介があるが、同制度の全貌を明らかにした研究は未だなされていない。
- 2) 土佐藩魚揚場制度に関しては「高知藩魚揚場取扱概要」『土佐史談』36号 昭和六年九月 148頁、平尾道雄『土佐藩漁業経済史』高知市民図書館 昭和三十九年九月 178頁～189頁に若干取り上げられている。
- 3) 鯉は、近世において、漁獲量の大部分が加工用にまわされるため特別の扱いをうけた。とりわけ鯉節加工は加工特産品として、献上品としてのみならず、重要な商品生産物でもあったためである。
- 4) 漁市場仮規則など明治期県市場規則は、現在高知県吾川郡池川町役場所蔵古文書にのみ所蔵されている。
- 5) 高知県漁市場仮規則

第一条

凡ソ海面ニ於テ漁業ヲナシヌハ魚商ニシテ漁市場ニ立ント欲スルモノハ左ノ甲ノ雛形ニ倣ヒタル願書ヲ戸長ニ差出シ市場立鑑札ヲ受クヘシ

但戸長ニ於テハ鑑札調整費トシテ各金拾銭ヲ収入シ漁業人魚商人ヲ別チ左ノ乙ノ雛形ニ倣ヒタル鑑札ヲ与フヘシ而シテ其鑑札ヲ与ヘタルモノノ姓名及ヒ年月日ヲ帳簿ニ登記シ置キ翌月十日迄二郡役所ニ届出ベシ

甲ノ雛形

魚市場立鑑札御下渡願

私儀当何浦村漁市場ニ於テ漁物ヲ〔売捌〕〔買取〕致度候間御聞置ノ上市場立鑑札御下渡相成度此段相願候也

年月日

何県何国何郡何浦村族籍

漁業〔魚商〕何ノ誰印

何郡何浦村戸長御中

第二条

漁業人ノ漁物ヲ売却スルニハ同業ノモノ互ニ相協議シ其浦村内ニ於テ適応ノ場所ヲ撰ミ漁市場ヲ設置シ所轄ノ戸長奥書捺印ヲ請ケ郡役所ニ願出許可ヲ請クヘシ即ニ許可ヲ得タル分ハ更ニ出願ニ及ハス但戸長ニ於テハ其市場ヲ設置スルノ場所ヲ検査シ障害ナキニ於テハ奥書捺印スヘシ

## 6) 同第三条

漁市場ハ概ネ一浦村一ヶ所ト定メルト雖ドモ、其村内の景況ニヨリニヶ所若クハ三ヶ所ヲ開設セントスルモ妨ナシ。(下線筆者以下同様)然ルトキハ該村漁業人一同協議ヲ竭シ、互ニ異論ナキ旨約定証書ヲ更換シ、願書ニ附シ、第二条ノ手續ヲ畢ルベシ、但漁市場設立ノ後増減等モ本条ニ準拠スヘシ。

## 7) 同第四条

漁業人、魚商人ハ必ズ該漁市場ニ就テ漁物ヲ売買スベシ。其他ニ在テ売買スルヲ許サズト雖モ、漁業人等風波止ミ得サルノ事故アリ、帰村スル能ハスシテ他浦村ニ漁物ヲ揚陸スルトキハ其地漁市場ニ就テ売却スベシ。若シ他邦ニ於テ売却モノハ、仕切状請取、帰村ノ上漁物取扱人ニ差出スヘシ。県税ヲ収入スルハ第十条ノ通タルヘシ。但他浦村漁業人ノ該浦村ニ就テ、漁物ヲ売却スル場合ニ於テハ、該浦村漁物取扱人ノ認許ヲ受クヘシ。其他ハ本条以下ニ準拠スヘシ。

## 8) 同第五条

漁市場ニ於テ漁業人ノ漁物ヲ売却セント欲スルニハ、必ス身元慥ナル者ニ名以上ヲ撰ミ、漁物取扱人ヲ置クヘシ。若シ土地ニ依リ、止ムヲ得サル情実有之ニ於テハ、協議ノ上一名ヲ置クモ妨ナキモノトス。但、従前漁物取扱人差備ヘアル浦村ハ、更ニ改撰スルヲ要セス。

## 第六条

漁市場ニ於テ漁物ヲ売却スル諸務ハ、総テ漁物取扱人ノ担当タルヘシ。但、漁物ヲ競売スルニ口乞又ハ入札ヲ以テスルモ其村々ノ適宜タルヘシ。

## 9) 同第七条

漁業人魚商人ノ漁市場ニ立ツモノハ、予テ戸長ヨリ受取タル市場立鑑札ヲ携帯スルヲ要ス。但、甲ノ市場ニ立ツ鑑札ヲ所持スルモノ、乙ノ市場ニ立ツ事ヲ許サス。

## 第十三条

魚商人共第七条但書ノ通り、乙ノ市場ニ立ツ事ヲ許サスト雖モ、若シ慣例等ニ依リ乙ノ市場ニ立ント欲スルモノハ、第一条ノ手續ヲ以、其市場所轄ノ戸長ニ於テ鑑札申受クヘシ。

## 10) 同第八条

漁市場ニハ必ス漁物売立帳面ヲ製シ置クヘシ。其他漁物売掛け、及ヒ総テ公証上ニ関係スヘキ類ハ別ニ牒簿ヲ製シ、印税規則ニ照シ印紙貼用勿論タルヘシ。但、売立高ニハ日々必ス戸長若クハ用係、或ハ漁市場取締役ノ見印ヲ受ケ置クヘシ。

## 第九条

市場売立高百分ノ二ノ県税ヲ徴ス、但、漁物取扱人給料及ビ其他ノ引落金ハ其目ヲ明ニシ、漁業人ニ於テ商議課定シ、郡役所ニ届ケ出ヅヘシ(他浦村漁業人ノ引落金モ亦タ之レニ準スヘシ)

## 第十条

魚商人ノ漁市場ニ於テ買取タル魚価ハ、漁業人ト協議ノ上、五日以内定期ヲ約シ置、右期日ヲ誤ラス漁物取扱人ニ差出スヘシ。漁物取扱人ハ、其受取タル魚価ヲ漁業人ニ渡し、県税ヲ収メシメ、其月分ヲ翌月六日迄ニ戸長ニ納メ出ツヘシ。但、県税ノ外諸引落金取扱高ハ凡テ漁業人ニ於テ課定シ置クヘシ。

## 11) 同第十二条

魚商人ノ漁市場ニ立ント欲スルモノハ、必ず身元ノ確實ヲ表スルカ為メニ、相当ノ抵当、動産ヲ不動産ヲ漁物取扱人ニ書入レ置キ、其漁価怠償スル事抵当ノ価ニ昇ル時ハ、凡テ漁市場ニ立ヲ得ス。若シ資産ナキモノハ、漁物取扱人及漁業ニ協議シ、漁価ノ弁償ヲ怠ラサル様、適宜ノ定約ヲ結ヒ、証書ヲ漁物取扱人ニ差出シ置クヘシ。譬ハ組合ヲ立ルモノハ一人タリトモ怠償スルモノアレハ、其組合ヨリ弁償ヲ了ラサル間ハ、組合ノモノ凡テ漁市場ニ立ツ事ヲ得ス。

## 第十四条

甲乙ノ市場ニ相立買取スル者、甲ノ市場ニ怠償スルトキハ乙ノ市場ニ立ツ事ヲ得ス。但、乙ノ市場ニ怠償スルモノモ本条ニ準ス。

## 第十五条

甲ノ市場ニ於テ魚価ヲ怠償スルモノアルトキハ、其市場漁物取扱人ヨリ乙ノ市場取扱人ヘ通知スヘシ。其通知ヲ得ルニ於テハ直ニ其商人ニ売渡シテ差止ムヘシ。但、乙ノ市場ニ於テ怠償スルモノアルモ本条ニ準ス。

## 第十六条

凡テ此規則違反スルモノハ、其情状ニ依リ鑑札取り揚ケ、又ハ相当ノ所分ヲ為スヘシ。

## 12) 魚揚場仮規則中改正布達案并ニ安芸郡安芸村会議長有光伊太郎ヨリノ伺ニ対スル御指令案伺

適般安芸郡安芸村会議長有光伊太郎ヨリ別紙甲号ノ通上申相成候ニ付参考ノ為御留置可相成哉云々相伺候処尚篤ト取調候様御批判之趣モ有之取調候処別紙乙号ノ通該郡長ヨリ回答相成追テ別紙丙号之通該村会議長ヨリ前上申書之義ニ付何分之御指揮相成度云々伺出候処前上申書ハ則建議書ナルヲ以丙号同書ヘ其趣御指令相成而メ十一年甲第三百五号布達魚揚場仮規則中第一魚揚場立鑑札願書式中ヘ漁物取扱人ヲシテ連印ヲ為致候トキハ自然何人ニ限ラス該鑑札願受候義難出来何トナレハ魚商人ト協議相整ハサレハ連印モ亦タ致サハルヘシ左候トキハ戸長ニ於テモ該鑑札下渡サル義ニ付直接ノ關係無之彼是都合宣敷訊ト相考候ニ付該書式ヲ改正シ且第十二条ヘ但書等増加候トキハ自然旧慣モ亦タ何分カ行候義ト思考致候間丙号同書ヘ対スル御指令及第三百五号ヘ改正増加案取調左ニ相伺候也。

改正布達案

明治十一年甲第三百五号布達魚揚場仮規則中左ノ通改正追加候条布達候事  
 明治十四年十一月 日

高知県会田辺輝実

甲ノ雛形左ノ通改正

魚揚場立鑑札御下渡願

私儀当何村魚揚場ニ於テ漁物ヲ〔売捌〕〔買取〕致度候間御聞置之上魚揚場立鑑  
 札御下渡相成度則魚物取扱人連印ヲ以テ此段相願候也

年号 月 日

高知県何郡何村族籍

漁業（魚商）何之誰印

漁物取扱人何之誰印

何郡何村戸長何之誰殿

第十二条但書追加

但該地協議上ノ習慣ニ依リ魚商人ニ限員アルモノハ其習慣ニ拠ルモ苦シカラス

- 13) 武市健山「高知三市場沿革史」『高知商業月報』明治四十二年八月十五日（122号）～明治四十三年九月十五日（135号）に詳しい。同資料は高知商工会議所所蔵  
 14) 同年の議事録は不明。後年の議事録に同条項をめぐる議論がある。

○光森徳治君（一番）參與ニ御尋ネシマスガ、此市ニアリマシタコロノ市場デゴザイマスガ、慶長社ト云フモノハ九反田ノ魚市場ト合併シテ居ルト云フコトデゴザイマスガ、事實サウデゴザイマセウカ、慶長社ト云フモノハ市場廃業ノ手續ヲ致シテ居リマスカ、マダ命脈ヲ存シテ居リマスカ、詳細御答ヲ願ヒタイ

○參與員屬吉村嘉久馬君 一番ニ御答致シマス、慶長社ト云フモノハ先般合併ヲ致シマシテ今日ハ水産株式市場デゴザイマシテサウ云フ名称ノ下ニ一ツニナツテ居リマス

○光森徳治君（一番）此市場ハ先キニモ承リマスレバー里内ニ二箇所設置セヌトカ云フコトデアリマス、サウシテ又棧橋附近ニ市場ノ開業ヲ出願シタケレドモ不許可ニナツト聞キ及ンデ居リマスガ市ニ於キマシテ二ヶ所市場ノアツタモノガ一ヶ所ニ合併シタト云フコトナレバ今迄二ヶ所設ケテ居ツタ市ノ事ナレバモウ一ヶ所廃業シタ市場ノ代リニ出願スル者ガアレバ夫レヲ許可スル御精神デアルカ其点ハ如何デスカ

○參與員事務官植木半郎君 魚市場ノ御尋ネデゴザイマスガ、市場ハ一ヶ所ニ限ツテ許ス積リデゴザイマス、併シ市場規則ニ特別ノ場合ハ云々ト云フコトモゴザイマス其特別ノ事情ハ事實ニ就テ審査ヲ要スル次第デ豫メ申上ゲ兼子マス

（中 略）

○檜垣正義君（三十番）チョツト參與ニ御尋ネ致シタイト思ヒマス、今御尋ネヲ

致シマスル事柄ハ市場税ニ関係致シマスルコトデアリマスガ、縣廳ニ於キマシテハ市場ナルモノハ何ウ云フヤウナ御解釈ニナツテ居リマスカ、夫レヲ伺ヒタイト思ヒマス、本員杯ガ考ヘマスルニハ市場ナルモノハ需要供給ノ便利ヲ圖ル機関即チ賣人ト買人トノ便利ヲ圖ル處ノ機関デアル、夫レガ為メニ設ケタモノデアラウト思フ、然ルニ縣廳ノ方ノ是迄為シテ居ル處ヲ見ルト市場ナルモノヲ許可シタナラバ其品物ハ多ク他ノ處デ自由ニ賣買出來ナイ、斯ウ云フヤウナ御方針デハナイカト疑フ處ガアル、青物市場ヲ許可シタナラ其市場デナイト賣買ガ出來ヌト云フコトニナル、魚市場デモ其漁物ヲ市場デナイト自由ニ賣買スルコト出來ナイト云フ形チガ見エルノデス就キマシテハ縣廳ノ市場ニ封スル處ノ御方針ヲ第一着ニ伺ヒタイト思ヒマス、

○參與員事務官植木半次郎君 三十番ニ御答ヘ致シマス、三十番ノ御尋ネハ假令バ高知市内ニ魚市場ヲ設ケテアル、其魚市場ヲ設ケテ以上ハ魚市場ハ一里以内ニ一ヶ所ト云フコトニ限ツテアルト同時ニ悉ク生魚市場ニ持ツテ行カナケレバナラヌカ或ハ荷主ノ都合デ他ニ持ツテ行クモ差支ヘナイカト云フ御問ヒダヲウト思ヒマスガ、果シテサウデアリマスカ（榎垣正義君「魚許リデナイ、総テノモノ」ト述ブ）今反問シマシタ通りデアリマスナレバ市場ハ魚ナリ或ハ其他野菜市場デアルトスレバ其野菜ナリヲ必ず持ツテ行カナケレバナラヌト云フ意味デアリマセヌデス、市場ニ持ツテ行クノガ便利デアル必要デアルト云フ向キハ市場ニ持ツテ行ツテ出ス、詰リ荷主ノ任意ト御承知ヲ願ヒタイ、

（中 略）

○參與員事務官植木半次郎君 青物市場ヲ二ヶ所許シテ居リマスカラ其市場以外ニ於テ市場同様ナル行為ヲ、許可ヲ得ズシテ行フトコロガアリトスレバ、詰リ市場ノ許可ヲ受ケヌ以上ハ、反則ナル市場ヲ開始シテ居ル、斯ウ云フコトニナリマスカラ今三十番ノ御尋ネノ場所ハ取引上便利トシテ市場同様ナルコトヲ許可ヲ得ズシテ行フタナラバ取締ランケレバナラヌ、市場ヲ敢テ保護シ市場ニ集注セシムルト云フ意味デハナイデスケレドモ、市場ナルモノ、許可ヲ受ク可キモノデアツテ、相號ノ税金ヲ納ムベキモノデアルナラバ、之ヲ許可ヲ受ケズ左様ナルコトヲ行フモノニ對シテハ止ムヲ得ズ相號ノ取締ヲナス必要ハ起リマセウト思ヒマス、サウシテ實際ノ場所ヲ擧ゲテ御尋ネノトコロハ、尚事實ヲ調べテ見マスルト道路ニ於テ市場ノ行為ヲナシテ居ルト云フノデアルサウデス、夫故ニ一面道路取締上カラ交通ヲ妨ゲル處ガアルトシテ警察ノ方デハ之ヲ制止シタト云フ事實デアルサウデス、尚又前申シマシタ通り一面ニハ其行為ハ許可ヲ得ズシテ市場ニ類似シタル行為ガアツタカラシテ、縣稅調査員ノ方カラ言ツテモア一云フモノハ全然出來ヌトシマセント即チ徵稅上脱稅ノ形ニナルカラ、取締ヲセヌケレバナラヌ、道路取締上又市場課稅ノ脱漏ヲ防グ為ニ兩様ノ意味カラ制止シタモノデアリマス左様御承知ヲ願ヒマス、

○榎垣正義君（三十番）モウ一回御尋ネシマス、三十番ノ御尋ネスルノハ市場ヲ

許可シタ以上市場ニ類似若クハ同一ノ事柄ヲナスモノヲ其儘置カウト云フコトヲ御尋ネシタノデハナイ、其事ハ御答ヲ得ナイデモ即ニ市場ヲ許可シタ以上市場ト同一ノ事ヲナス者ヲ許可シタ以上市場ト同一ノ事ヲナス者ヲ取締ルノハ號然ノ話デアル、ケレドモ大根ヤ蕪ヲ賣ツタリ買ウタリシテ居ルノハ市場ニ類似シテ居ラヌノデアル其類似シテ居ラヌト云フ證據ハ現ニ下知ノ方デヤツテ居ル、其方ハ矢張從來通りヤラシテ居ルノデアル、若シ大鋸屋橋ノ方ヲ市場類似トスレバ下知ノ方モ市場類似ト言ハネバナラヌ、本員ハ下知ノ方ハ號然ト思フカラ言ハナイノデアル、船ノ中ヘ往ツテ何ノボ何ノボニセヨ何ノボ何ノボニ賣ラウト言ウテ居ルノヲ警察ガ市場ト認メタラバ、殆ド市場ニ類似セヌ行為ト云フモノハーツモナイ、警察ガ斯ウ云フ解釈ヲシテ船ノ中デ何ノボニセヨ何ノボニセヨト言ウテ居ルノヲ市場行為デヤト云フナラバ、何ヲ押ヘテモ市場ト云ハレルノデアル、

(明治42年11月25日 高知県議會議事録)

#### 附資料 高知県市場規則

##### [資料1]

##### 宿毛町魚市規則

第一條 魚商共毎八時ヨリ魚市場出頭可致事

附 日が時刻ヲ不限魚□着之時ハ出頭可致事

第二條 魚商共□人或八十人組合相立置キ右組合之内一人たり共魚価都合有之時ハ組合中ヨリ差別可相立事

第三條 諸魚売捌代金之義ハ市場世話人ヨリ早速操替相渡置キ当日ヨリ三日目ニ至リ魚商ヨリ世話人手前へ無滞払出ル筈ス

第四條 当魚市之義ハ宿毛小学ヲ始メ一統之經費ニ宛テ引落シ金相課シ候ニ付テハ宿毛川筋へ持来リ候諸魚必ス当市場へ持来可致事

附 右魚底価ニシテ不引合之節ハ市場引取他取ニテ売買勝手可為事

第五條 魚売立高金之内七歩市場へ引落シ右之内世話人エニ歩遣シ一歩県税ニ被召上残り四歩之処出費魚商共市場為維持金ニ致シ三步立金ハ宿毛小学旦町内役係給与等乃經費ニ致シ可申事

第六條 魚商共前日買取候魚代金佛方差詰シ候時ハ市立指止メ置キ十日目之期ニ至リ猶佛方不相調時ハ組内之者共ヨリ屹度其首尾可致事

第七條 魚市場資金之義ハ市中一統商議之上等級割ヲ以出金致シ有之ニ付世話人ヲ始メ魚商共屹度注意致シ必ス廉略之取致ス間敷事

第八條 右規則ヲ犯ス者ハ市場放逐可致義モ可有之事

右之通是迄相立有之規則之御座候間此段御届仕候也  
 高知県下土佐国第十七大区三小区宿毛町魚世話人  
 明治十年四月廿五日

山形房吉

副区長御中

中村町魚市規則

第一條 毎朝六時ヨリ魚商共市場へ相揃可申事。

附タリ 大暑中ハ時間ヲ不限魚□□名ヲ時々相抛□事

第二條 諸浦ヨリ持来之魚口乞ヲ以魚価相定ム可事

第三條 魚代金之儀ハ即日世話人手前ヨリ取遣相済置事

第四條 魚商共買取候魚代金翌日世話人手前へ佛出ツヘキ事

第五條 魚商共五人或ハ七人組合相立不法之商業不仕様、且一人ニテモ魚代金佛方不相  
 済中ハ、組合不残市場立差扣、佛方可為致事

第六條 売立代価之引落金高七歩引落シ、□七歩之内一步官納二歩五厘、区務所納相殊  
 る三歩五厘、世話人共給料諸入費ニ充テ遣ス事

第七條 魚市場為取締毎日世話係中出張之事

各七条之規則書御届仕候也

第十六大区一小区中村町

魚市場世話人

平民 南 徹吉

九並亮吉

明治十年四月廿五日

[資料2]

明治十一年四月廿三日 甲第九二号

竹木魚鳥青物接骨糊市場假規則

第一條 此假規則ヲ設定スルノ主意ハ専ラ市場ノ盛昌商業ノ保護ニ注意シ永續ノ方法ヲ  
 立テシムルニアリ故ニ従前許可スル所ノ外濫リニ市場ヲ開キ及ヒ鑑札ナクシテ營業ヲ  
 ナスヲ許サス

第二條 竹木類魚鳥類及ヒ青物類接骨糊等各市場ノ儀左ニ記列シタル箇所ニ限り開設ス  
 ルヲ許シ他ニ於テ開場スルヲ許サス

一 竹木市 浦戸町 材木町ノ二ヶ所



- 一 魚市 雜喉場 九反田ノ二ヶ所其他各村幅湊ノ地ニ於テハ各一ヶ所開設ノ儀ハ實地ノ景況ニ從ヒ適宜許可スヘシ  
但此市場へ諸村ヨリ漕送スル海魚貝塩干魚川魚等ヲ賣販スルモノトス
- 一 青物市 種崎町弘小路 本町升形ノ二ヶ所  
但此市場ハ各村ヨリ出タス青物菓類ヲ賣販スルモノトシ鳥獸等モ之ニ屬ス
- 一 接骨糊市 山田町一ヶ所
- 第三條 凡テ此市場ヲ開設スル組合及ヒ買取人ヘハ鑑札ヲ附與スヘシ
- 第四條 凡テ市場ヲ開設スル組合ハ三名以上ニシテ頭取ヲ定メ便宜ノ方法規則設ケ縣廳ニ具狀スヘシ  
但從前許可ヲ得タル市場ト雖モ組合三名未滿ハ自今之ヲ廢スヘシ
- 第五條 從來開業ノ者モ其市場組合連印ヲ以テ甲號雛形ニ照準シタル願書ヲ縣廳ニ差出シ鑑札ヲ請クヘシ  
但鑑札料各拾錢ヲ収ムヘシ今後新ニ此組合ニ加入シ及ヒ廢業スルモノハ其市場頭取ノ連印ヲ以テ願出ヘシ（雛形略）
- 第六條 此市場ニ相立チ買取セント欲スル商人ハ其市場頭取ノ連印ヲ以テ乙號雛形ニ照準シタル願書ヲ住所ノ區務所ニ差出シ市場立ノ鑑札ヲ請クヘシ  
但區務所ニ於テハ鑑札調製費トシテ各金拾錢ヲ收入シ丙號雛形ニ倣ヒタル鑑札ヲ與フヘシ而メ其鑑札ヲ與ヘタルモノ、姓名及ヒ年月日ヲ帳簿ニ登記シ置キ前月分ヲ翌月十五日迄ニ縣廳第二課ヘ届け出ツヘシ右鑑札ニ押捺スル所ノ印鑑ハ各市場ヘ相渡シ置クヘシ
- 第七條 商人此市場ニ立ツトキハ豫テ區務所ヨリ請取タル鑑札ヲ携帶スルヲ要ス  
但甲ノ市場ニ立ツ鑑札ヲ所持スルモノ乙ノ市場ニ立ツヲ許サス
- 第八條 若シ甲乙ノ市場ニ相立買取セント欲スルモノハ第六條ノ手續ヲ以テ鑑札ニ枚ヲ願受クヘシ
- 第九條 市場組合并商人共鑑札ヲ貸借シ或ハ賣買スルヲ許サス戸主代換リ或ハ他町村ニ轉居シ又ハ盜火水難ノ為メ毀失過誤遺失等ノ者ハ其事由ヲ記載シ書換ヲ願出ツヘシ  
但書換手数料トシテ各拾錢ヲ納ムベシ
- 第十條 商人ノ此市場ニ於テ買取スル代価ハ其市場ニ於テ定ムル所ノ期日ヲ誤ラス弁償スヘシ
- 第十一條 此市場ニ相立買取セント欲スルモノハ必ス身元確實ヲ表スルカ為メニ相当ノ抵当動産又不動産ヲ市場組合ニ書入レ証書相渡置キ其代価怠償スルヲ抵当ノ価ニ昇ル時ハ凡テ市場ニ立ツ得ス若シ資産ナキモノハ同業組合ヲ立テ一同保証スルカ或ハ別ニ保証人ヲ立ツルカ該市場ト協議シ弁償ヲ怠ラサル様適宜ノ定約ヲ結ヒ証書ヲ市場ニ指出シ置クヘシ譬ハ組合ヲ立シ者ハ一人タリトモ怠償スル者アレハ其組合ヨリ弁償スヘシ其弁償アラサル間ハ組合ノ者凡テ市場ニ立ツヲ得ス

第十二條 此市場ニハ必ス市場売立日締帳ヲ製シ置クヘシ印税規則ニ從ヒ印紙貼用スルハ勿論タルヘシ

但売立高ニハ日々管区区长若シクハ戸長ノ見留印ヲ必ス請置クヘシ

第十三條 竹木魚青物接骨糊等各市場税トシテ売立高百分一ノ県税ヲ上納スヘシ

第十四條 各市場組合ニ於テハ市場ニ販売スル代価ハ売主ヘ勘定書相添ヘ相渡其節税金ヲ收入スヘシ

第十五條 各市場ニ於テ賣主ヨリ收入シタル所ノ税金ハ月末精算ヲ遂ケ頭取ヨリ翌月六日迄ニ賣立日締牒ヲ市場所轄ノ區務所ヘ差出し検査ヲ請ケ税金同所ヘ相納ムヘシ

但區務所ニ於テハ請取タル税金其月十日迄ニ第三課ヘ上納致スヘシ

第十六條 甲乙ノ市場ニ相立買取スル者甲ノ市場ニ怠償スルキハ乙ノ市場ニ立ツヲ得ス

第十七條 甲ノ市場ニ於テ代償ヲ怠償スル者アルトキハ其市場組合ヨリ乙ノ市場ニ通知スヘシ其通知ヲ得ルニ於テハ直ニ其商人ニ賣渡シテ差止ムヘシ

但乙ノ市場ニ於テ怠償スルモノアルモ本條ニ準ス

第十八條 市場ノ開閉ハ毎日時限ヲ定メ閉場ノ後ハ清潔ニ掃除シ一切ノ臭汚ヲ防クヲ要スヘシ

第十九條 凡テ此假規則ニ違背スルモノハ鑑札取り揚ケ相當ノ処分ヲ為スヘシ

### [資料3]

高知縣令第二百九十七号 明治二十一年十二月十九日

#### 市場取締規則

第一條 常設市場ヲ開設セントスルモノハ其方法規約ヲ設ケ郡ハ町村長ヲ經テ郡長ニ市ハ市長ニ願出許可ヲ受クヘシ但廃業ノトキモ前段ノ手續ニ依リ届出ヘシ

郡市長ニ於テ市場ノ開設ヲ許可シタルトキハ其方法規約書写ヲ添ヘ本廳ニ報告スヘシ但廃業届ヲ受ケタルトキモ亦其旨報告スヘシ

第二條 規約書ニハ左ノ事項ヲ掲クヘシ

一 市場ノ名称 但名称ハ賣買ノ品目ニ據ルヘシ 一 開市場ノ地名番地

一 役員名称及定員 一 引落歩金ノ定額

其他必要ト認ムル事項

第三條 魚市場ハ左ニ列記スル町村ニ於テ各一ヶ所ニ限ルヘシ

土佐郡	雜喉場	九反田、	吾川郡	伊野村	森山村
幡多郡	中村町	宿毛村、	長岡郡	後免町	本山村
高岡郡	佐川村	越知村	高岡村、	香美郡	野市村
					山田野地村

第四條 市場ハ賣立帖ヲ製シ日々賣立金ヲ詳記シ置キ三日以内ニ市町村長ノ檢印ヲ受ケ  
其他賣立ニ関スル諸帖簿共滿三ケ年間之ヲ保存スヘシ

第五條 市場ハ其税金ヲ一ケ月毎ニ納出ヘシ  
市場ハ每一ケ月分ノ税金ヲ翌月六日迄ニ戸長ヘ納出ヘシ

第六條 魚市場ニ於テハ魚揚場ノ通知書ト漁物ヲ照査シ販賣スヘシ其通知書ナキモノハ  
販賣スルヲ得ス但入海河川池沼漁物ハ此限りニ非ス

第七條 通知書ナキ漁物ニシテ時機不得止キハ販賣スルヲ得ルト雖モ其場合ニ在テハ特  
ニ左ノ手續ヲ履行スヘシ

一 通知書ナキ漁物ヲ販賣スルトキハ税金并魚揚場取締規則第十八條ノ通知書ニ基キ賣  
主住地ニ定メタル引落金ノ全額ヲ預リ置キ每一ケ月分ヲ取纏メ金額姓名魚名員数等ヲ詳  
記シ引渡ヲナスヘキ旨其漁物取扱人ニ通告スベシ

一 他府縣出稼者ノ漁物ハ魚市場近傍ニテ本人望ノ魚揚場ヲ指定セシメ前項ノ手續ヲナ  
スベシ

追加 第八條 本則第一條第一項第四條第六條第七條ニ違背シタルモノハ五錢以下ノ科  
料ニ處シ（以下略）

[資料4]

高知縣令第八十三號 明治三十年十二月廿八日

食品市場取締規則

第一條 本則ニ於テ食品市場ト称スルハ場所ヲ定メ營業者集合シテ競賣ノ方法ニ因リ魚  
鳥獸又ハ蔬菜菓物類ノ取引ヲナス所ヲ謂フ

第二條 食品市場ヲ分テ左ノ二種トス

- 一 定市場 常ニ一定ノ場所ニ於テ日々若ハ定期開設スルモノ
- 一 臨時市場 臨時ニ場所及ヒ時期ヲ定メテ開設スルモノ

第三條 定市場ヲ設ケントスルモノ（會社其ノ他組合組織ヲ以テスルトキハ其代表者）  
ハ住所職業氏名生年月日及左ノ事項ヲ具シ所轄警察官署ヲ經テ本廳ニ願出許可ヲ受  
クヘシ

- 一、市場ノ名称
- 二、市場ノ位置（場所ノ地名、区域、坪数共）及圖面
- 三、建物ヲ要スルモノハ其構造仕様書及圖面
- 四、商品ノ種類
- 五、開市ノ期日、時間
- 六、市場ノ規定書（取引ノ方法、口錢又ハ手数料ノ歩額其ノ他當事者間規約等ノ掲  
載ヲ要ス）

許可ヲ得タルノ後第一號乃至第六號ノ事項ヲ變更セントスルトキハ前項ノ手續ニ

依り願出認可ヲ受クヘシ

第四條 臨時市場ヲ設ケントスルモノハ住所、職業、氏名生年月日及前條第二號乃至第五號ノ事項ヲ具シ所轄警察官署ニ願出許可ヲ受クヘシ

許可ヲ得タル後其出願事項ヲ變更セントスルトキハ前項ノ手續ニ依り願出認可ヲ受クヘシ

第五條 定市場ノ廢場ハ三日以内ニ又場主ノ死亡、交替ハ五日以内ニ其親屬又ハ後任者ヨリ所轄警察官署ヲ經テ本廳ニ届出ヘシ

第六條 市場ニ於テ不熟又ハ腐敗ニ傾キタル物品ヲ取引スヘカラス

第七條 警察官吏ニ於テ前條ノ物品ヲ認メタルトキハ其ノ取引ヲ禁止シ且ツ投棄ヲ命スル事アルヘシ

第八條 市場ニ於テハ取引帳ヲ製シ取引ニ就キ其日ノ口毎ニ賣立等ノ金高ヲ記載シ置キ當該吏員ノ検査ニ供スヘシ前項ノ取引帳ハ滿三ケ年間保存スヘシ

第九條 魚市場ニ於テハ入海、河川、池沼外ノ漁物ハ魚揚場ノ通知書ト照合シ若シ其通知書ノ添ハサル漁物ハ左ノ手續ニ因リ取扱フ可シ

一 通知書ノ添ハサル漁物ハ其賣立金ニ對スル税金並賣主ノ住地ニ定メタル引落金額ヲ領置シ一ケ月毎ニ取纏メ其金額及賣主ノ氏名、魚名、員數ヲ詳記シ所轄魚揚場漁物取扱人ヘ告知スヘシ

一 他府縣出稼人ノ漁物ナルトキハ市場附近ニテ本人所望ノ魚揚場ヲ指定セシメテ前項ノ手續ヲナスヘシ

第十條 定市場ニシテ設立許可ノ日ヨリ六十日以内ニ開始セス又ハ開始後六十日以上休業スルトキハ其期限經過ノ日ヲ以テ許可ノ効ヲ失フモノトス

第十一條 本則ニ違反シ又ハ公ノ安寧、衛生ニ害アリト認ムルトキハ左ノ処分ヲ為スコトアルヘシ

一 市場ノ禁止、停止、移轉

二 市場規定ノ全部又ハ幾部ノ變更

第十二條 第三條第四條第六條第八條第九條ヲ犯シ又ハ第七條ノ命令ニ應セサルトキハ一日以上十日以下ノ拘留又ハ五錢以上壹圓九拾五錢以下ノ科料ニ處ス

附 則

一 明治二十一年十二月本縣令第二百九十七號市場取締規則ハ本則施行ノ日ヨリ之ヲ廢ス

一 既設ノ市場又ハ本則ニ依リ市場タルヘキモノハ本則施行ノ日ヨリ三ケ月以内ニ第三條ノ手續ニ依リ届出認可ヲ受クヘシ

若シ前項ノ期限内ニ其届出ヲ為ササルトキハ市場タルノ効ヲ失フモノトス

[資料5]

高知縣令第四十一號 明治四十一年十二月二十六日

食品市場取締規則

- 第一條 本則ニ於テ食品市場ト称スルハ衆人集合シ賣買交換ノ方法ニ依リ魚、鳥、獸、蔬菜、菓物類ノ取引ヲ為ス一定ノ場所ヲ謂フ
- 第二條 食品市場ヲ分テ左ノ二種トス
- 一 定時市場 毎日若ハ一定ノ期日ニ於テ開設スルモノ
  - 二 臨時市場 臨時ニ期日ヲ定メテ開設スルモノ
- 第三條 定時市場ヲ設ケントスル者ハ左ノ事項ヲ具シ知事ニ願出許可ヲ受クヘシ
- 一 市場ノ種類名称 四 建物其他設備ヲ要スルモノハ其ノ設計及竣工期日
  - 二 市場ノ位置 場内ノ區域及其ノ圖面 五 市場開設ノ期間
  - 三 市場規定
- 第四條 臨時市場ヲ設ケントスル者ハ前條ニ準シ郡市長ニ願出許可ヲ受クヘシ
- 第五條 市場ニ於テ許可ヲ受ケタル事項ヲ變更シ又ハ市場ヲ讓渡サントスルトキハ其ノ認可ヲ申請スヘシ但シ讓渡ノ場合ハ讓渡人及讓受人ノ連署ヲ要ス相續ニ因リ市場ヲ繼承セントスルトキハ前項ノ規定ヲ準用ス
- 第六條 市場規定ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ
- 一 市場ノ名称 四 開場ノ日時
  - 二 市場ノ位置 五 事業執行ノ方法
  - 三 食品ノ種類 六 手数料其他引落金ノ歩合
- 第七條 魚ノ定時市場ノ構造ハ左ノ各號ニ據ルヘシ
- 一 建物ハ空氣ノ流通ヲ便ニシ競賣場及食品置場ハ光線ノ直射ヲ避ケ其ノ地盤ハ漆喰叩若ハ石、煉化石等不滲透質ノ材料ヲ用ヒ適當ノ勾配ヲ附シ周回内壁ニハ三尺以上ノ腰板ヲ張ルコト
  - 二 競賣場及食品置場ニハ汚水ノ流通スヘキ溝渠ヲ設ケ汚水池其ノ他適當ノ場所ヘ排泄セシムルコト
  - 三 溝渠及汚水池ハ内外ニ不滲透質ノ材料ヲ用ヒ且適當ナル覆蓋ヲ設クルコト
  - 四 魚ノ臟腑其他汚穢物ヲ収容スヘキ適當ノ装置ヲ為スコト
- 第八條 建物其他設備落成シタルトキハ所轄郡市長ニ届出検査ヲ受ケ認可ヲ得ルニアラサレハ使用スルコトヲ得ス
- 第九條 法人又ハ組合ニ於テ食品市場ヲ設ケントスルトキハ代表者ヲ選定シ之ヲ願書ニ記載ス可シ爾後代表者ヲ變更シタルトキハ十日以内ニ届出ヘシ
- 第十條 市場許可期間ハ五箇年以内トス許可期間ハ許可ヲ受ケタル者ノ願出ニ依リ之ヲ

更新スルコトヲ得但シ願出ハ期間滿了ノ日ヨリ三十日前ニ之ヲ為スヘシ

第十一條 生魚市場ハ同種ノ市場トノ距離一里以上ニアラサレハ開設ヲ許サス但シ特別ノ理由アルモノハ此ノ限りニ在ラス

第十二條 定時市場ニシテ許可ヲ受ケタル日ヨリ一箇年以内ニ市場ヲ開設セサルトキ又ハ休業六箇月ニ達シタルトキハ許可ノ効力ヲ失フ

第十三條 定時市場ニシテ廃場シ又ハ休業一箇月ニ達シタルトキハ十日以内ニ知事ニ届出ヘシ

第十四條 市場ニ於テハ取引帳ヲ製シ取引一口毎ニ種類、數量並賣買者ノ氏名金高ヲ記載シ之ニ日計累計ヲ付シ滿三箇年間保存スヘシ

第十五條 魚市場ニ於テハ入海、河川、池沼外ノ漁物ハ魚揚場ノ通知書ト照合シテ取扱フヘシ

前項ノ通知書ノ添ハサル漁物ハ左ノ手續ニ據リ取扱フヘシ

一 漁物ノ代價ヨリ其ノ賣立金ニ對スル税金並賣主ノ住居地ノ魚揚場ニ定メタル引落金ヲ控除シ之ヲ一箇月毎ニ取纏メ其ノ金額及賣主ノ氏名、魚名、員數ヲ詳記シ當該魚揚場漁物取扱人ニ告知スヘシ

一 他府縣出稼人ノ漁物ハ本人ヲシテ縣内ノ魚揚場ヲ指定セシメ前項ノ手續ヲ為スヘシ

第十六條 市場内ハ毎日清潔ニ掃除スヘシ

第十七條 知事ニ於テ必要アリト認ムルトキ、部下ノ官吏吏員ヲシテ市場ニ臨檢セシメ帳簿其ノ他物件ヲ檢査セシムルコトアルヘシ

第十八條 本則ニ依ル出願、申請及届出ノ書面ハ市町村長及郡長ヲ經由スヘシ

第十九條 本則ニ違背シ又ハ公益上必要アリト認ムルトキハ市場ヲ停止シ又ハ設立ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ

第二十條 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ五十圓以下ノ罰金若ハ三十日未滿ノ拘留ニ處ス

一 許可ヲ受ケスシテ市場ヲ開設シタルトキ

二 第五條第八條第十五條ノ規定ニ違背シタルトキ

三 第十四條ノ帳簿ヲ設ケス期間内張簿ヲ保存セス若ハ故意ニ帳簿ニ記載セス又ハ虚偽ノ記載ヲ為シタルトキ

四 第十七條ノ檢査ヲ拒ミタルトキ

第二十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二十圓未滿ノ科料ニ處ス

一 代表者ノ變更届ヲ怠リタルトキ

二 第十三條第十六條ノ規定ニ違背シタルトキ

第二十二條 市場主カ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本則ニ依リ之ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ業務ニ関シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

市場主ハ其ノ代理人戸主家族同居者雇人其ノ他ノ従業者ニシテ其ノ業務ニ関シ本則ニ違背シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス法人ノ代表者又ハ其ノ雇人其ノ他ノ従業者法人ノ業務ニ関シ本則ニ違背シタル場合ニ於テハ第二十條第二十一條ニ規定シタル罰則ヲ法人ニ適用ス法人ヲ罰スヘキ場合ニ於テハ其ノ代表者ヲ以テ被告人トス

附 則

第二十三條 本則ハ明治四十二年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二十四條 既設ノ市場ハ本則施行ノ日ニ於テ本則ニ依リ許可ヲ受ケタルモノト看做ス但シ許可期間ハ三箇年以内ニ於テ之ヲ定メ又市場ノ構造第六條ノ規定ニ適合セサルモノハ改築ノ設計ヲ立ツ竣工ノ期間ヲ定メ本則施行ノ日ヨリ二箇月以内ニ認可申請スヘシ

前項但書ノ期間内ニ許可期間ノ申請ヲ為ササルトキ及改築ヲ要スルモノニシテ改築ニ関スル申請ヲ為サス又ハ改築竣工期限ニ至リ竣工セサルトキハ市場許可ノ効力ヲ失フモノトス

[資料6]

高知縣令第九號 大正十四年三月十八日

食品市場規則

第一條 本則ニ於テ食品市場ト称スルハ衆人集合シテ魚貝類同製品、鳥類、肉類、蔬菜又ハ果實ノ委託販売、賣買ノ仲立又ハ卸賣ヲ為ス一定ノ場所ヲ謂フ

知事ノ指定シタル地区内ニ於テ衆人ヲ集合シ又ハ一定ノ場所ヲ設ケテ魚類ノ委託販売、賣買ノ仲立又ハ卸賣ヲ為スモノハ魚類市場ト看做ス

第二條 市場ヲ開設スルトキハ開設ノ理由市場規定及事業計画ニ関スル書類ヲ具シ知事ノ許可ヲ受クヘシ

第三條 市場規程ニハ左ニ掲ケル事項ヲ定ムヘシ

- 一、市場ノ名称及位置
- 二、第一條ノ取引ノ種類及取扱品目
- 三、市場開閉ノ日時限
- 四、市場ニ於ケル販賣方法
- 五、市場使用料、販賣手数料、其ノ他ノ料金
- 六、前號ノ料金及賣買代金ノ受渡方法
- 七、市場立仲買人其ノ他ノ買受人ニ関スル事項
- 八、第六條ノ規定ニ依リ業務ヲ為ス者ヲ定メタルタルトキハ其ノ旨及開設者トノ間ニ於ケル市場業務上ノ關係

九、委託品の管理及処分方法並荷主ニ対スル代金支拂方法

十、其ノ他必要ナル事項

(中 略)

第十一條 魚類市場ハ同種ノ市場トノ距離四基米突以上ニ非サレハ之ヲ開設スルコトヲ得ス但シ特別ノ事情アルトキハ此ノ限ニ在ラス

(中 略)

第十七條 市場開設者ハ左ノ書類ヲ作製シ遲滞ナク知事ニ報告スヘシ

一、毎月分ノ取引高表及手数料表

二、每期ノ収支計算書及事業報告書

第十八條 市場ニ於テ為ス賣買ハ競賣ノ方法ニ依ルヘシ但シ市場規程ノ定ムル特別ノ事由アルトキハ此ノ限ニ在ラス

(以下略)